

(その1)

会計	繰越	繰算	転記	○	
①	②	③	④	○	○

収 支 報 告 書

令和5年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) 谷あい正明後援会
たにあいまさあきこうえんかい

政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政 党 の 支 部	
☐ 政 治 資 金 団 体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 岡山県岡山市南区福富西1丁目20-48 クボタビル202号

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 谷合 正明

資金管理団体の指定の有無
☒ 有
☐ 無
公職の種類 参議院議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名 谷合 正明

国会議員関係政治団体の区分
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 谷合 正明
公職の種類 参議院議員(現職)

4 会計責任者の氏名 田村 智

事務担当者の氏名 尾上 健太

(電話) 086-262-3611

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

103470

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額						5	9	2	6	3	9	0
	(前 年 か ら の 繰 越 額)					1	5	5	3	2	4	1
	(本 年 の 収 入 額)					4	3	7	3	1	4	9
支 出 総 額						2	9	1	2	2	3	9
翌 年 へ の 繰 越 額						3	0	1	4	1	5	1

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額												0
員 数												0 ^人

(2) 寄 附													
ア 寄附（イを除く。）の区分		金 額								備 考			
	(ア) 個 人 か ら の 寄 附									0			
	(うち 特 定 寄 附)									0			
	(イ) 法人その他の団体からの寄附									0			
	(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					2	5	2	8	4	0		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)						2	5	2	8	4	0		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)											0		
イ 政党匿名寄附											0		
合 計 (ア + イ)						2	5	2	8	4	0		

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

[illegible]

(その6)

(6) その他の収入

[illegible]

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名（団体にあつては、その名称）	金 額						年月日	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備考		
		十億	百万	千	円								
1	公明党岡山県本部			8	4	2	4	0	R5/8/25	岡山県岡山市北区大元上町8-18	谷合 正明		
2	公明党参議院比例区第10総支部			1	2	0	0	0	R5/12/31	岡山県岡山市南区福富西1-20-48クボタビル202号	谷合 正明	事務所無償提供	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額						備 考
1 経 常 経 費	十	百	千			円	
(1) 人 件 費						0	
(2) 光 熱 水 費						0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				7	6	2 3 6	
(4) 事 務 所 費				2	3 9	7 6 8	
小 計				3	1 6	0 0 4	
2 政 治 活 動 費							
(1) 組 織 活 動 費				8	6	6 7 6	
(2) 選 挙 関 係 費						0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			1	9	8 9	5 5 9	
ア 機関紙誌の発行事業費				2	0 8	5 6 0	
イ 宣 伝 事 業 費						0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費			1	7	8 0	9 9 9	
エ その他の事業費						0	
(4) 調 査 研 究 費						0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				4	0 0	0 0 0	
(6) そ の 他 の 経 費				1	2 0	0 0 0	
小 計			2	5	9 6	2 3 5	
合 計			2	9	1 2	2 3 9	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳								項目別区分 3.備品・消耗品費				
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所 の所在地）	備考	
1	写真パネル作成代	十億	百万	千	百	十	円	R5/4/11	株式会社ホクトエンジニアリング	東京都豊島区駒込1丁目35番1号		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 4.事務所費			
行番号	支出の目的	金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
		十億	百万	千	百	十	百	十	百				
1	監査業務報酬			4	9	8	9	5		R5/2/6	税理士 守井照久	岡山県岡山市中区桑野713番地10	
2	JR料金他(出張費)			3	7	8	0	0		R5/5/25	セブンイレブン7FS参議院議員会館店	東京都千代田区永田町2-1-1	
3	JR料金他(出張費)			3	8	0	0	0		R5/7/21	株式会社ジェイアール東海ツアーズ	東京都中央区京橋1丁目5番8号三栄ビル2-5階	
4	封筒印刷代			4	4	2	2	0		R5/8/10	株式会社エス・ビー・ジー	東京都港区芝4-11-4ハラビルⅡ8階	
5	NHK放送受信料			1	2	2	7	6		R5/10/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
6	JR乗車券			3	3	4	0	0		R5/10/31	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	
	この頁の小計			2	1	5	5	9	1				
	その他の支出			2	4	1	7	7					
	合 計			2	3	9	7	6	8				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分				1.組織活動費	(渉外費)	
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考			
1	全日本美容技術選手権大会前夜祭会費				1	5	0	0	0	R5/10/23	広島県美容業生活衛生同業組合	広島県広島市中区河原町1-26	
						</							

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 3.機関紙誌の発行事業費 (印刷費)			
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考
1	谷あい通信印刷代			2	0	8	R5/1/16	株式会社PCK高速印刷	岡山県岡山市南区豊成3-25-13	
この頁の小計				2	0	8				
その他の支出										
合 計				2	0	8				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分					5.政治資金パーティー開催事業費		(参議院議員 谷合正明君を励ます会)	
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)		備考			
1	案内状印刷代	十億	百万	千	円		R5/9/25	有限会社デジプロ	東京都千代田区神田神保町2-2-12 サンエスビル					
2	飲食代						R5/11/9	ビック酒販有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1					
3	謝礼						R5/11/14	林家まる子	東京都東大和市南街1-18-5					
4	宿泊代						R5/11/14	アパホテル 東新宿 歌舞伎町タワー	東京都新宿区歌舞伎町2-31-12					
5	JR乗車代						R5/11/14	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田2-4-24					
6	宿泊代						R5/11/20	アパホテル 六本木SIX	東京都港区六本木2-3-11					
7	お土産(備前焼)						R5/11/21	株式会社the continue	岡山県備前市野谷682-10					
8	会場使用料等						R5/12/11	ホテルグランドアーク半蔵門	東京都千代田区準町1-1					
9	チラシ・ポスター印刷代						R5/12/19	株式会社エス・ビー・ジー	東京都港区芝4-11-4ハラビルII8階					
	</													

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 8.寄附・交付金 (寄附金)			
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考
1	寄附金			3	0	0	R5/1/18	公明党参議院比例区第10総支部	岡山県岡山市南区福富西1-20-48クボタビル202号	
2	寄附金			1	0	0	R5/12/21	公明党参議院比例区第10総支部	岡山県岡山市南区福富西1-20-48クボタビル202号	
この頁の小計				4	0	0				
その他の支出										
合 計				4	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分							9.その他の経費		(その他の経費)	
行番号	支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考					
1	事務所無償提供分	十億	百万	千	円				R5/12/31	公明党参議院比例区第10総支部	岡山県岡山市南区福富西1-20-48クボタビル202号						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年5月23日

政治団体の名称 谷あい正明後援会

会計責任者の氏名 田村 智

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

政治資金監査報告書

令和6年4月27日

谷あい正明後援会

代表 谷合 正明 殿

登録政治資金監査人

守井照久

登録番号 第 5674 号
研修修了年月日 令和3年1月14日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、谷あい正明後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、谷あい正明後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

谷あい正明後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、谷あい正明後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上